

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年6月 28 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700037号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700088号

第1 結論

請求者のA社における平成16年4月1日の標準賞与額を22万6,000円、同年8月2日の標準賞与額を21万6,000円、同年12月1日の標準賞与額を23万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月1日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。年3回の賞与が支払われたことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録、A社の元経理担当者の陳述並びに平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするC社の回答から判断すると、請求者は、平成16年4月1日に22万6,000円、同年8月2日に21万6,000円及び同年12月1日に23万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成16年4月1日の賞与について、A社から、請求者の賞与の届出や厚生年金保

険料納付について回答が得られず、C社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、同年8月2日及び同年12月1日の賞与については、A社及びC社は、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700038号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700089号

第1 結論

請求者のA社における平成16年4月1日の標準賞与額を11万2,000円、同年8月2日の標準賞与額を19万7,000円、同年12月1日の標準賞与額を10万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月1日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月1日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。請求期間に賞与が支給された記憶があるので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録、A社の元経理担当者の陳述並びに平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするC社の回答から判断すると、請求者は、平成16年4月1日に11万2,000円、同年8月2日に19万7,000円及び同年12月1日に10万1,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、平成 16 年 4 月 1 日の賞与について、A社から、請求者の賞与の届出や厚生年金保険料納付について回答が得られず、C社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、同年 8 月 2 日及び同年 12 月 1 日の賞与については、A社及びC社は、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700033 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700086 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 8 月 1 日から平成 25 年 3 月 1 日まで

前回、A 社に路線バス運転士として勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、会社が過少に報告したために、将来受給する年金額が少なくなったので、正しい標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしいとする訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、請求期間の不足保険料全額を私と事業主双方で支払うことについて、事業主と合意しているので、正しい標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、A 社から提出された請求者の請求期間に係る「路線賃金明細書」及び給与支給明細書並びに請求者から提出された請求期間の一部に係る給与支給明細書により確認できる事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、請求者が事業主から支払われていた報酬月額に見合う標準報酬月額と比較すると、請求期間全てにおいて低額であることが確認できること、上記給与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることなどから、既に平成 28 年 3 月 29 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料に不足する保険料を事業主とともに全額支払うとして、再度訂正請求を行っているものであるが、厚生年金保険法第 92 条には、厚生年金保険料を徴収する権利は二年を経過したとき、時効によって消滅する旨定められていることから、請求者の当該主張は、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700025号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700087号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B事業所、C社、A社D局、A社E局F部G課及びH社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(母)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から昭和55年5月31日まで

私の子(訂正請求記録の対象者)は、請求期間にA社B事業所に臨時雇用員として勤務したが、当該期間の厚生年金保険の加入記録がない。臨時雇用員期間は、共済組合ではなく厚生年金保険に加入しており、当時、A社B事業所では、同事業所が雇用する臨時雇用員の他に、他の事業所が雇用し派遣する形態も一部取られていたことから、A社B事業所、C社、A社D局、A社E局F部G課又はH社のいずれかの事業所で厚生年金保険に加入していたので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 A社B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は所在が判明しない。

また、A社B事業所に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険の加入記録があり連絡先が判明した12人に照会を行い、8人から回答を得たものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者はいない。

2 C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は亡くなっている。

また、C社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成18年10月1日にI社(現在は、J社)に合併し、解散したことが確認できるところ、J社は、請求期間当時の名簿等の資料は残っていない旨回答している。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に加入記録があり連絡先が判明した5人に照会を行い、3人から回答を得たものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者はいない。

3 A社D局は、厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できず、請求期間当時の事業主が判明しない。

4 A社E局F部G課は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は所在が判明しない。

また、A社E局F部G課に係る事業所別被保険者名簿において、昭和54年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち連絡先が判明した13人に照会を行い、6人から回答を得たものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者はいない。

5 H社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主は亡くなっている。

また、請求期間後に厚生年金保険の適用事業所となったH社K支社（現在は、L社）の担当者は、請求期間当時の社員名簿に訂正請求記録の対象者の氏名は記載されていない旨陳述している。

さらに、H社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和54年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち連絡先が判明した17人に照会を行い、11人から回答を得たものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者はいない。

加えて、H社が加入していたM健康保険組合は、請求期間当時の資料は保存期間を経過しており確認できないと回答している。

6 訂正請求記録の対象者の請求期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、N社O部長から提出された訂正請求記録の対象者に係るA社における履歴カード（写し）によると、「昭和54年3月 P高等学校（Q科）卒業」の記載の後、「昭和55年6月1日 準職員を命ずる」と記載され、この間に職歴の記載は確認できない。

7 以上のことから、訂正請求記録の対象者の上記5事業所における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。